

## 介護保険料における基準所得金額の見直しについて

### 1 経緯

令和7年の老齢基礎年金（満額）の年間支給額が増額されたことを受け、老齢基礎年金満額受給者の保険料負担に影響が出ないように、介護保険法施行令が改正された。

### 2 改正の内容

保険料段階の第2段階と第3段階、第5段階と第6段階の境界にあたる基準所得金額を80万9,000円から82万6,500円に見直す（令和8年4月1日施行）。

保険料段階	対象者（改正後）	基準額に 乗じる率	保険料 （年額）
1	①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者	0.25	19,500円
2	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が <u>82万6,500円</u> 以下の人	0.25	19,500円
3	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が <u>82万6,500円</u> を超え120万円以下の人	0.30	23,400円
4	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	0.65	50,700円
5	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得＋課税年金収入額が <u>82万6,500円</u> 以下の人	0.85	66,300円
6	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得＋課税年金収入額が <u>82万6,500円</u> を超える人	1.00	78,000円 （基準額）

### 3 その他

高額介護（予防）サービス費、補足給付の基準についても同様に見直す見込み（令和8年8月1日施行予定）。